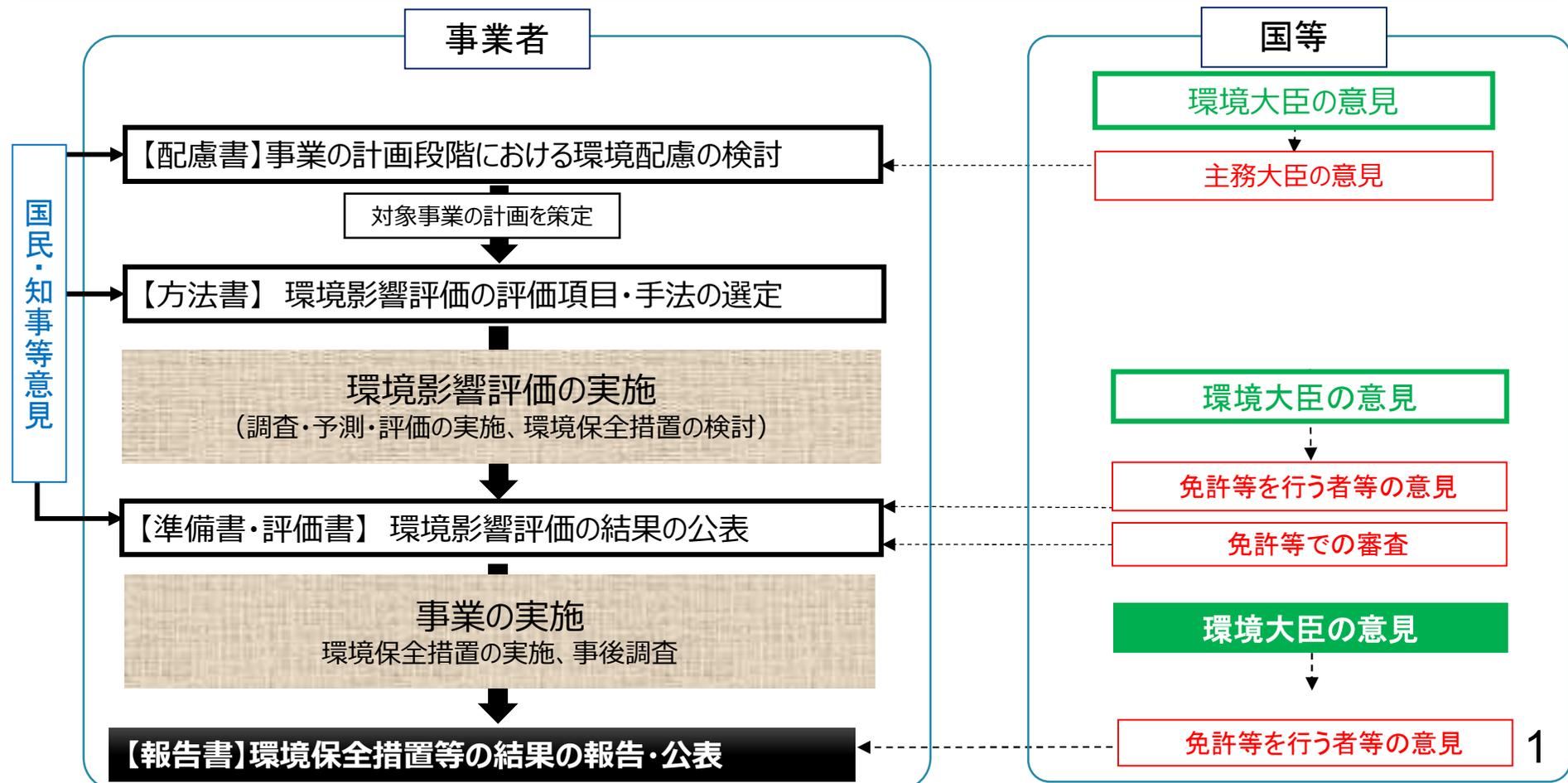


# 環境影響評価制度における「報告書」手続について①

- 環境影響評価制度は、事業者自らがあらかじめ事業の実施前に環境への影響を評価し、その結果を公表して、国、地方公共団体、国民から意見を聴き、それらの意見を踏まえることで、環境の保全の観点からよりよい事業が行われるようにする手続。
- 評価書に記載された環境保全措置の実施状況や事後調査の結果について、国民や行政機関が確認できる仕組みとして、前回法改正（H23）において、事業実施後の環境保全措置の結果等を示す報告書の手続を導入。



## 環境影響評価制度における「報告書」手続について②

- 評価書の手続が終わり、基本的に工事を完了した段階において、事業者が
  - ① 工事中及び供用後の環境の状況等を把握するための調査等の事後調査の結果や
  - ② 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置、
  - ③ 評価書に記載した環境保全措置のうち効果が不確実なものの実施結果 等
 を取りまとめ、報告・公表するもの。
- 報告書に係る手続を行うことにより、事業実施後に行われた環境保全措置の内容や効果等を報告書にて公表。  
 この際、事業者において評価書手続でとりまとめた環境保全措置等を適切に実施すること等を求めるため、免許等を行う者等は環境大臣の意見を勘案して、事業者に必要なに応じ環境の保全の見地からの意見を述べるができる。
  - ・**環境影響評価後の環境配慮の実効性を担保**
  - ・**環境影響評価制度自体の信頼性の確保**と後続事業の**予測・評価技術の向上等にも資する**

